

# I R 関連事業者への対応に関する指針

## 1 目的

この指針は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号、以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定による特定複合観光施設の営業の開始までに行う I R に関連する業務（以下「業務」という。）に関し、I R 関連事業の実施を予定し、又は I R 関連事業への参画を志向する民間事業者（以下「I R 関連事業者」という。）への対応にあたり知事及び副知事（以下「知事等」という。）並びに担当職員が遵守すべき事項等を定めることにより、業務に係る公正性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

## 2 定義

(1) 「担当職員」とは、企画部長（以下「部長」という。）、企画部政策監（I R 推進担当）（以下「政策監」という。）及び I R 推進課職員をいう。

(2) 「I R 関連事業者」とは、次の各号に掲げる事業者及びこれらの事業者の地位を得ることを検討する者並びにその他これらに類する者をいう。

- ①法第 2 条第 4 項の「設置運営事業者」
- ②法第 2 条第 6 項の「施設供用事業者」
- ③法第 2 条第 9 項の「カジノ事業者」
- ④法第 2 条第 12 項の「認可主要株主等」
- ⑤法第 2 条第 15 項の「カジノ施設供用事業者」
- ⑥法第 2 条第 16 項の「認可施設土地権利者」
- ⑦法第 142 条第 2 項の「カジノ関連機器等製造業者」
- ⑧法第 142 条第 4 項の「カジノ関連機器等輸入業者」
- ⑨法第 142 条第 6 項の「カジノ関連機器等販売業者」
- ⑩法第 142 条第 8 項の「カジノ関連機器等修理業者」
- ⑪法第 142 条第 10 項の「カジノ関連機器等外国製造業者」
- ⑫その他、I R の設置及び運営に係る事業と認められる事業を行う事業者

(3) 「面談」とは、I R 関連事業者から I R に関連して情報提供を受けること等を目的として、面会（Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して行うものを含む。以下同じ。）して直接話をするをいい、名刺交換や挨拶などの短時間の面会は含まない。

(4) 「公職」とは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する職をいう。

## 3 知事等と I R 関連事業者との面談

知事等が I R 関連事業者と面談を行う際は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 面談の相手方、目的、日時、場所及び所要時間をあらかじめ確認のうえ、I R 推進課長及び秘書課長並びに面談を行おうとする知事等に報告し、承認を得る。
- (2) I R 関連事業者の代理人との面談は、当該事業者の社員が同席する場合を除き、行わない。
- (3) 庁舎内において担当職員が同席のうえ、対応する。
- (4) 知事等から I R 関連事業者への情報提供は、特定の事業者に有利又は不利にならないように留意する。
- (5) 面談に同席した担当職員は、面談終了後、速やかに記録を作成し、I R 推進課長に報告する。
- (6) 面談の記録は、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。
- (7) I R 推進課長は、(5) の記録を確認し、必要があると認めるときは、知事等、部長、政策監、秘書課長に報告する。

#### 4 担当職員と I R 関連事業者との面談

担当職員が I R 関連事業者と面談を行う際は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 面談の相手方、目的、日時、場所及び所要時間をあらかじめ確認のうえ、I R 推進課長に報告し、承認を得る。
- (2) I R 関連事業者の代理人との面談は、当該事業者の社員が同席する場合を除き、行わない。
- (3) 庁舎内において 2 名以上の担当職員で対応する。
- (4) 担当職員から I R 関連事業者への情報提供は、特定の事業者に有利又は不利にならないように留意する。
- (5) 面談を行った担当職員は、面談終了後、速やかに記録を作成し、I R 推進課長に報告する。
- (6) 面談の記録は、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。
- (7) I R 推進課長は、(5) の記録を確認し、必要があると認めるときは、部長、政策監に報告する。

#### 5 担当職員以外の長崎県職員と I R 関連事業者との面談

- (1) 担当職員以外の長崎県職員（以下「関係課等職員」という。）に対し、I R 関連事業者から面談の申込があったときは、関係課等職員は直ちに担当職員に連絡するものとする。
- (2) I R 関連事業者との面談については、原則として担当職員が対応することとし、

関係課等職員は、担当職員が同席する場合を除き、面談を行わないものとする。

## 6 電話、メール又はFAXによるやりとり

(1) I R 関連事業者との電話、メール又はFAXのやりとりについては、原則として日程調整等の事務連絡にとどめる。

(2) I R 関連事業者とのメールのやりとりについては、担当職員間で情報共有を行う。

## 7 秘密の保持

担当職員は、人事異動等により担当職員でなくなった場合であっても、職務上知り得た情報等を漏らしてはならない。

## 8 依頼等を受けたときの対応

業務に関し公職にある者等、長崎県職員以外の者から依頼等を受けたときは、「職員以外の者に対する職員の対応要綱」に基づき対応する。

## 9 禁止行為

I R 関連事業者への対応に当たり禁止される行為については、「長崎県職員の倫理確保についての指針」の「職務上関係のある業者、団体等」を「I R 関連事業者」と読み替えて準用する。

## 10 その他

(1) 知事等及び担当職員は、県民の疑惑や不信を招くような行為を一切してはならない。

(2) この指針は、区域整備計画の認定申請に向けた準備の進捗等に応じて、見直しを行う。

## 附 則

この指針は、令和2年11月25日から施行する。

この指針は、令和2年12月25日から施行する。

この指針は、令和3年8月6日から施行する。

この指針は、令和3年9月3日から施行する。